

議案第44号

鹿児島県歴史・美術センター黎明館<sup>れい</sup>の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例制定の件

鹿児島県歴史・美術センター黎明館<sup>れい</sup>の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県歴史・美術センター黎明館<sup>れい</sup>の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県歴史・美術センター黎明館<sup>れい</sup>の設置及び管理に関する条例（昭和58年鹿児島県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 小学校の児童及び中学校の生徒の項中「80円」を「90円」に改め、同表高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者の項中「260円」を「270円」に、「520円」を「540円」に改め、同表その他の者（未就学児を除く。）の項中「420円」を「430円」に、「310円」を「320円」に、「840円」を「860円」に改める。

別表第2 中「30,080円」を「30,740円」に、「15,160円」を「15,490円」に、「14,060円」を「14,370円」に、「5,620円」を「5,740円」に、「8,480円」を「8,670円」に、「3,700円」を「3,780円」に、「700円」を「720円」に、「映写機、録音機等の機械」を「音響映像機器」に、「710円」を「730円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県歴史・美術センター黎明館<sup>れい</sup>の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

鹿児島県歴史・美術センター黎明館<sup>れい</sup>の入館料及び使用料の額を改定する等のため、所要の改正をしようとするものである。